

建築保全業務共通仕様書 令和5年版 誤記等による修正箇所

項目番号等							誤	正		
編	章	節	項目	表	1	a			①	
2	3	2	3.2.2	表3.2.2	3		③	周期：記載なし	周期：1Y	
2	3	2	3.2.2	表3.2.2	3			② 低圧用SPDが設けられている場合、SPDの変色、損傷、表示の確認及びSPD分離器の表示の確認。ただし、SPD分離器に表示機能がないものにあつては分離機の導通の確認 ③ 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検	(順番の変更) ②各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検 ③低圧用SPDが設けられている場合、SPDの変色、損傷、表示の確認及びSPD分離器の表示の確認。ただし、SPD分離器に表示機能がないものにあつては分離機の導通の確認	
2	3	3	3.3.3	表3.3.3	2		①	1.「真空遮断器」の①から⑧まで	1.「真空遮断器」の①から⑧までによるほか、次による。	
2	3	8	3.8.1	表3.8.1	1	b	③	備考欄：記載なし	備考欄：3.1.4による。	
2	3	8	3.8.1	表3.8.1	2		⑧	備考欄：3.1.4(a)参照	備考欄：3.1.4による。	
2	3	9	3.9.2	表3.9.2	2	a	①	備考欄：<I>に限る。	削除	
2	3	9	3.9.2	表3.9.2	2	b	③,④			
2	3	9	3.9.2	表3.9.2	2	b	②	備考欄：<IV>を除く。	削除	
2	3	9	3.9.2	表3.9.2	2	b	⑥~⑨			
2	3	9	3.9.2	表3.9.2	5		①,②			
2	3	9	3.9.2	表3.9.2	4		①~③	備考欄：<I><II>に限る。	削除	
2	4	3	4.3.6	表4.3.6(A)	6			汚れ、損傷等の有無の点検	汚れ、さび、腐食、損傷等の有無の点検	
2	4	3	4.3.7	(b)				フロン排出抑制法に基づく簡易点検及び定期点検は、特記による。	フロン排出抑制法に基づく簡易点検を3か月以内ごとく実施する。	
2	4	4	4.4.4	表4.4.4	7	b		汚れ、さび、腐食等の有無を点検し、清掃の実施	汚れ、さび、腐食等の有無を点検	
2	4	4	4.4.10	表4.4.10(A)	3	e		熱交換エレメント e.ケーシング(回転形に限る。)	熱交換エレメント e.ケーシング	
2	6	3	6.3.2	表6.3.2	4		②	備考欄：記載なし	備考欄：[12条点検]	
2	6	3	6.3.5	表6.3.5(B)	3		②			
2	6	3	6.3.5	表6.3.5(E)	1		②			
2	6	3	6.3.3	表6.3.3(A)	3	c		周期：記載なし	周期：1Y	
2	6	3	6.3.3	表6.3.3(A)	3	d				
3	4	4	4.4.3	表4.4.3	5			周期：記載なし	周期：特記	
4	2	2	2.2.1	表2.2.1(A)	1	c		木製床：水拭き 表2.1.4の2.「水拭き」aによる。	木製床：拭き 表2.1.4の2.「拭き」による。	
4	2	2	2.2.1	表2.2.2(A)	1	c				
4	2	2	2.2.3	表2.2.3(A)	1	c				
4	2	2	2.2.3	表2.2.4(A)	1	c				
4	2	2	2.2.8	表2.2.8(A)	1	d				
4	2	2	2.2.9	表2.2.9(A)	1	b				
4	2	2	2.2.1	表2.2.1(B)	1	a	②	周期：特記	周期：3Y	
4	2	2	2.2.2	表2.2.2(B)	1	a	②			
4	2	2	2.2.3	表2.2.3(B)	1	a	②			
4	2	2	2.2.3	表2.2.4(B)	1	a	②			
4	2	5	2.2.5	表2.2.5(B)	1	a				
4	2	6	2.2.6	表2.2.6(B)	1	a	②			
4	2	7	2.2.7	表2.2.7(B)	1	a	②			
4	2	8	2.2.8	表2.2.8(B)	1	a	②			
4	2	2	2.2.9	表2.2.9(B)	1	a	②			
4	2	2	2.2.10	表2.2.10(B)	1	a	②			
4	2	2	2.2.2	表2.2.2(B)	2	c		周期：1Y	周期：3Y	
4	2	5	2.2.5	表2.2.5(B)	1	d				
4	2	2	2.2.10	表2.2.10(B)	2	d		周期：記載なし	周期：1Y	
他項を引用している項目の周期 (第2編 第3章 第2節 表3.3.2 変圧器 2.油入変圧器 ①等)									周期：記載なし	周期：該当する周期を追記。

点検等及び確認整理表

	誤	正
別表第2 排煙設備	二 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第	二 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第 13項に規定する昇降路又は乗降ロビー
	二 14 風道の材質	二 14 給気 風道の材質

※なお、上表に記載の内容の他に句読点等、体裁の修正を行っています。

共通仕様書を使用される際は、最新版をご使用ください。